

議案第3号

東郷町個人情報保護条例の一部改正について

東郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年2月25日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからである。

東郷町個人情報保護条例の一部を改正する条例

東郷町個人情報保護条例（平成16年東郷町条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改める。

第5条第2項第6号中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い必要があるからである。

2 改正内容

「個人識別符号」及び「独立行政法人等」の定義について、引用する法律及び条項を整備すること。（第2条及び第5条関係）

3 施行期日

令和4年4月1日から施行すること。